

WIPO著作権・クリエイティブ産業部門における プライオリティ業務

WIPOジュネーブ本部 著作権・クリエイティブ産業部門

世界知的所有権機関（WIPO）の著作権・著作隣接権分野における活動は、産業財産権分野と比べ、日本の知財界に知られる機会が少なかったように思われる。本稿では、WIPOジュネーブ本部（在スイス）の、著作権・クリエイティブ産業部門（Copyright and Creative Industries Sector；CCIS）におけるプライオリティ業務を紹介する。

CCISはWIPOの著作権・著作隣接権に関する各種プログラム、およびクリエイターとクリエイティブ産業（著作権・著作隣接権を活用する産業）の支援を担当する部署である。事務局次長（Deputy Director General；DDG）として部門を率いるのは、フランス出身のシルビー・フォーバン氏。2021年7月現在、60～70人がCCISに在籍しており、そのうち日本人は2人。部門内には、4つの課とDDGを補佐するフロントオフィスとがあり、本稿では、これらのユニットごとにプライオリティ業務を見ていく。

著作権法課(Copyright Law Division；CLD)

・著作権関連の条約採択のための加盟国支援

CLDでは、WIPOの著作権・著作隣接権関連条約の管理を行っており、WIPO加盟国が著作権関連の条約に参加する準備を手助けするため、加盟国に対して法的支援を提供している。また、著作権・著作隣接権の国際的な法的枠組みに関するトピックスについて、多様なイベントを開催している。

ここで、CLDが管理している主な著作権関連の条約について、ごく簡単ではあるが説明を加えたいと思う。

まず、ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）。1886年に採択され、最後に改正されたのは1971年である。最も古く、最も基本的な著作権条約であり、著作権保護の最小限の基準と、無方式主義など基本的原則を定めた。WIPOは現在193の加盟国を数えるが、ベルヌ条約

には、そのうち179カ国が参加している。

次に、ローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約、1961年採択、参加国数96）は名前が示すとおり、実演家、レコード製作者および放送機関の権利について定めたものである。これらの権利者の権利は、著作隣接権と呼ばれ、狭義の著作権とは別枠で保護されている。

さらにWCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約、1996年採択、参加国数110）とWPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、1996年採択、参加国数109）は、まとめて「インターネット条約」と称される双子の条約である。WCTはベルヌ条約で保護されている部分に加え、新たな経済的権利を付与した。また、それだけでなくコンピュータプログラムやデータベースを著作権保護の範疇はんちゆうに含めることで、ベルヌ条約で認められた権利をデジタル時代にふさわしくアップデートした。同様にWPPTも、ローマ条約で保護された権利者のうち、音に関する実演家およびレコード製作者について付与された権利をアップデートした。

一方で、映像に関する実演家と放送機関の権利については、WPPTでアップデートすることができず、保護基準はローマ条約レベルにとどまることとなった。このうち、映像に関する実演家の権利は、北京条約（視聴覚的実演に関する北京条約、2012年採択、参加国数42）でようやくカバーされるに至ったが、放送機関の権利ははまだアップデートされておらず、次に述べるとおり、著作権および著作隣接権に関する常設委員会（Standing Committee on Copyright and Related Rights；SCCR）において、現在も議論中である。

最後に紹介するマラケシュ条約（盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約、2013年採択）は、著作権の保護というよりその制限と例外に焦点を当てたユ

ニークな条約である。視覚障害者は世界に2億5300万人いると見積もられており、その9割以上が途上国に住んでいるとされる。一方で、彼らが読むことのできる出版物は、全ての出版物のうち1割に満たないといわれる。こうした背景から、マラケシュ条約は、視覚障害者等が利用しやすい様式の書籍について、製作と条約締約国間の輸出入を可能にした。参加国数は79だが、EUが団体として参加したため、実質的には105カ国をカバーしている。

著作権に関するWIPO HP

<https://www.wipo.int/copyright/en/>

・SCCR事務局

WIPOには、特定の知財分野ごとに複数の常設委員会が設けられており、SCCRはその一つである。20年以上前に設置され、著作権・著作隣接権分野における、実定法やハーモナイゼーションに関する事柄の検討を目的としている。COVID-19パンデミック以前は毎年2度、WIPOジュネーブ本部にて開催されていた。CLDはSCCRの事務局の役割を果たしている。

SCCRには、長きにわたり検討されてきたアジェンダが2つある。一つは、先にも述べた、放送機関の保護に関する議論である。これに関しては2019年、WIPOの意思決定機関である総会がSCCRに対し「放送機関の保護に関する条約の採択のため、2020～2021年を目指して、外交会議の招集に

向けて働き続けるよう」勧告した。ただし「SCCRにおいて、加盟国が、具体的な範囲、保護の対象、および付与される権利を含めた、基本的な問題に関してコンセンサスにたどり着く」ことが条件とされた。この勧告を受け、近年SCCRでは、SCCR議長が準備した文書に基づいて議論が行われており、当該文書には、定義、保護の対象、放送機関に与えられる権利等のセクションが含まれている。

もう一つの長期的なアジェンダは、著作権・著作隣接権の制限と例外に関する議論であり、具体的には「図書館、アーカイブ、美術館のための制限と例外」および「教育・研究機関およびその他（マラケシュ条約でカバーされた方々以外）の障害者のための制限と例外」が議論されている。2019年には実情の分析と今後の行動計画策定のため、事実関係の洗い出しと情報収集を目的として、3つの地域会合と1つの国際会議が開催された。2020年には、これらの会合・会議を取りまとめた報告書が、SCCR事務局によって提出されている。

これら2つのアジェンダに加え、近年、加盟国は次のトピックスをSCCRアジェンダとして加えるよう提案してきているが、紙面の都合上詳細は省く。(1) デジタル環境に関する著作権分析、(2) 追及権、(3) 国際的な演出家の権利、(4) 公共貸与権。

SCCR HP

<https://www.wipo.int/policy/en/sccr/>



SCCRが開催されるWIPOジュネーブ本部の会議室。パンデミックの影響で2021年はオンラインで実施された。

写真：WIPO提供

著作権管理課

(Copyright Management Division ; CMD)

・集中管理団体と加盟国に対する支援

法的枠組みが設置された後、原則的に権利は権利者によって行使される。しかし、著作権・著作隣接権を個人で管理するのが非現実的である場合、集中管理団体 (Collective Management Organization ; CMO) と呼ばれる団体が、権利者に代わってユーザーとライセンス交渉を行い、使用状況をモニタリングして、ロイヤルティーをユーザーから受け取

り、権利者に分配することができる。CMDは集中管理分野に関する国内法の枠組みについて、加盟国に対し法的支援を提供するほか、キャパシティビルディングを行ったり、国家・地域レベルの各種イベントを企画・実施するなどして、加盟国および各国CMOを支援している。また、国際的なCMOの連合団体など、各種ステークホルダーとの関係構築や協力も積極的に行っている。

また、CMDはツールキット（WIPO Good Practice Toolkit for CMOs）と呼ばれる非規範的文書も作成した。このツールキットは、集中管理に関するさまざまな国の法律・規則やCMOの行動規範を収集・整理し、テーマごとに国際的なグッドプラクティスをまとめたものである。加盟国およびCMOはツールキットを参照することで、各国の状況に応じた適切なアプローチを選ぶことができる。なお、2018年に完成したツールキットは現在アップデート中であり、改訂版は2021年下半期にWIPOのウェブサイトで発表される予定である。

著作権・著作隣接権の管理に関するWIPO HP

<https://www.wipo.int/copyright/en/management/Toolkit HP>

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4358>

・WIPO Connectソフトウェアの開発と配備

CMOにとって重要な課題の一つは、CMOが管理する著作物の権利関係に関する大量のデータ・情報の正確な処理であり、デジタル時代においてこの問題はさらに深刻になっている。権利関係情報の正確なドキュメンテーションは、CMOが適切にロイヤルティを収集し、権利者に分配するために不可欠といえる。WIPO Connectソフトウェアは、こうした課題に解決策を示すために開発されたものであり、CMOの日常業務、海外のCMOとの協力関係、および産業界の他のデータソースとの連携を円滑にすることができる。

WIPO Connectは、元々は音楽と視聴覚分野における集中

管理を支援するために開発されたものだが、加盟国やCMOのニーズに応じ、文書・画像に関する分野も含め、適用範囲を拡大するためのプロジェクトが現在進行中である。

WIPO Connect HP

https://www.wipo.int/global_ip/en/activities/wipo_connect/

・WIPO for Creatorsイニシアチブの管理

WIPO for Creatorsはスウェーデンに基盤のある民間ファンド（Music Rights Awareness Foundation；MRAF）との連携のもとにローンチされた官民パートナーシップ（public private partnership；PPP）である。地域的・文化的・経済的条件にかかわらず、全てのクリエイターがきちんと認識され、公平な報酬を得ることができるよう、クリエイターの権利や権利管理の実務に関して啓発活動を行い、クリエイターの知識向上を目指す。

2020年8月のWIPO・MRAF間の合意に基づき、現在、さまざまなクリエイティブ産業分野から、当該イニシアチブに参加するクリエイターとステークホルダーを募っている。参加形式として次の3つが用意されている。1つ目は「フレンド」で、自身の名前やメッセージの発信を通じてWIPO for Creatorsを支援したいクリエイター（個人）が対象である。金銭的な支援は特に期待されていない。2つ目は「スポンサー」で、金銭的または物質的な貢献を通じてサポートする法人または個人。そして3つ目が「メンバー」で、クリエイターやクリエイティブ産業を代表する関係者団体や法人（CMO含む）を対象としている。興味のある方は応募フォームも掲載されている下記ウェブサイトを参照されたい。既に、国際的なCMOの連合団体をはじめ、多くのステークホルダーが参加を表明している。

次のステップとしては、Creators Platformの設置が計画されている。クリエイティブ産業の著名なクリエイターをフィーチャーし、情報を継続的にアップデートしつつ、高品

質でインタラクティブな「マイクロ・ラーニング」ビデオなどの学習ツールも導入。クリエイター主導のサービスを提供していく予定だ。

WIPO for Creators HP

<https://www.wipo.int/wipoforcreators/en/index.html>

WIPO for Creatorsの直近プレスリリース記事（日本語）

https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0025.html

Creators Platformの詳細

https://www.wipo.int/export/sites/www/wipoforcreators/en/pdf/introduction_creators_platform.pdf

・ Accessible Books Consortium (ABC) の管理

ABCもWIPOによるPPPで、世界盲人連合など視覚障害者の代表団体、視覚障害者のための図書館、標準化団体、著作権者・出版社・CMOの代表団体などによって構成されている。

ABCは前出のマラケシュ条約を、運用レベルで履行するためのイニシアチブである。その目標は視覚障害者にとって利用しやすい様式（例：点字、音声版、電子テキスト版、大活字版）の本を全世界で増やして、必要な方々に供することである。

ABCは主に3つのサービスを展開している。まず、ABCグローバル・ブック・サービス。これは視覚障害者のための図書館向けに視覚障害者等が利用しやすい様式の電子書籍のオンライン・カタログを提供するもの。サーチ機能付きで、図書館は見つけた電子書籍を請求し取り寄せることもできる。次に、アクセシブル・パブリッシング。これは出版社による「生まれながらに利用しやすい (born accessible)」作品、すなわち、出版された時から視覚障害者にとってもそうでない人にとっても直接使用可能な、書籍の製作促進を目指している。最後に、ABCは途上国に対し、利用しやすい様式の本の製作や配布についてキャパシティビルディング活動も行っている。

ABC HP

<https://www.accessiblebooksconsortium.org/portal/en/index.html>

著作権開発課

(Copyright Development Division ; CDD)

・キャパシティビルディングと技術的支援の調整と実施

CDDは著作権・著作隣接権分野におけるキャパシティビルディングと技術的支援に関するプログラムやプロジェクトを、後発開発途上国を含め発展途上国のために担当している。特に、著作権・著作隣接権分野におけるWIPO側窓口として途上国とのやり取りを円滑に行うほか、当該分野において複数のWIPO部署が提供するサービスをコーディネートする役割も果たしている。

CDDのビジョンはさまざまな技術的支援とスキル構築のためのプログラムやプロジェクトを通じて、加盟国が創造的な作品からより大きな経済的価値を引き出すため、クリエイティビティを促進し著作権エコシステムを幅広く活用すること。そして、そのことを通じ、加盟国が持続可能な開発目標 (SDGs) に取り組み、達成することの支援である。

・ 日本からの信託基金の管理

これに関連して、CDDは日本や韓国を含むドナー国からの財政的貢献〈信託基金 (Funds-in Trust ; FIT)〉を管理していることに触れておきたい。FIT-Japanと呼ばれる日本からの信託基金のうち著作権分野へ向けたものは、1993年に設立されており、2021年度までの合計は1380万6326スイス・フランに及ぶ〈なお、日本からの信託基金のうち特許、意匠、商標等の産業財産権分野に向けたFunds-In-Trust Japan Industrial Property Global (FIT/Japan IP Global) が別途存在する〉。

FIT-Japanは本稿で言及したさまざまなCCISの活動に活用されているが、支援対象はアジア・太平洋地域の加盟国で

ある。地域的範囲が限定されているのは、そうした限定を設けず世界中どの地域に対しても活用可能な韓国ファンドとの大きな違いの一つである（FIT/Japan IP Globalは世界中のどの地域に対しても活用可能）。

情報およびデジタル・アウトリーチ課 (Information and Digital Outreach Division ; IDOD)

・WIPOおよび知財関連コンテンツの情報作成と発信

IDODはWIPOの公式ウェブサイトや公式出版物だけでなく、さまざまなデジタルツールを通じて、WIPOの機能面に関する情報や知財に関するコンテンツを作成し、発信する役割を担っている。またIDODは、WIPO Knowledge Center、WIPO図書館およびバーチャル図書館、ポッドキャストによるイベント、WIPOに関するブリーフィングやバーチャル展示会なども運営している。毎年4月26日に開催される、知財の国際的な啓発キャンペーン「世界知的所有権の日」を開催するのも、IDODの役割の一つである。

さらに、上述したような役割に関連して、(WIPOのロゴなど) 視覚的なアイデンティティーについて、コヒーレントなブランドを維持し、発展させていく責任を負っている。

WIPO Knowledge Center HP

<https://www.wipo.int/library/en/>

世界知的所有権の日 (2021) WIPO HP (日本語)

<https://www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/index.html>

・クリエイティブ産業の経済的パフォーマンスの測定支援

クリエイティブ産業は経済的パフォーマンスと経済発展に対して、直接および間接的な貢献ができる。また、国家経済目標や社会目的の達成のために、増々重要になっていると認識されている。

WIPOでは、クリエイティブ産業の経済的パフォーマンス、および著作権がそれに与える影響を捉えるためのエビデンス収集について、各国を支援する活動を行っている。また、データ

収集・分析に関するキャパシティビルディングも担当している。

著作権基盤産業の経済的パフォーマンスに関するWIPO HP

<https://www.wipo.int/copyright/en/performance/>

事務局次長室 (Office of the DDG ; ODDG)

・WIPO Awards

ODDGはDDGを支えるフロントオフィスとしての機能を果たしているだけでなく、WIPO Awardsと呼ばれるプログラムも実行している。当該プログラムは加盟国のイノベーションとクリエイティビティを促進するという大きな目的を引き続き果たしていけるよう、現在、その対象範囲を含め見直しが進んでいる。これまでWIPO Awardsは、加盟国が開催するコンテストの結果によって各国から提出されたノミネーションに基づき、卓越したイノベーターやクリエイター、個人または企業、若手の学生などに授与されてきた。WIPO Awardsは世界中の発明家、クリエイターおよびイノベーターな企業の業績をたたえることで、社会のあらゆるレベルでイノベーションおよびクリエイティビティが奨励され、感謝されるような文化の育成支援を目指している。

新生WIPO Awardsは国際的な審査員やスポンサーも組み入れることにより、よりグローバルに拡大されたものとなることが期待される。特に、SDGsを達成するためのイノベーション、クリエイティビティのために知財を活用したケース、女性、中小企業および若者にリードされたケースに注目していくことになりそうだ。

WIPO Awards HP

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/awards/>

文中の数字は、断りのない限り2021年7月現在のもの。

【連絡先】 モンルワ幸希 miyuki.monroig@wipo.int
(WIPO 著作権・クリエイティブ産業部門 著作権管理課
プログラムオフィサー)